

## 令和7年度 第10回 湯梨浜町農業委員会定例総会議事録

開催年月日	令和8年1月9日（金）午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員（11名）	1番 土海 政信 委員	2番 下田 健一 委員	3番 尾川 寛信 委員	4番 山田 隆雄 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 山下 和子 委員	7番 渡邊 由佳 委員	8番 清水 武敏 委員
	9番 横川 力 委員		11番 藏本 孝広 委員	12番 山上 真治 委員
欠席委員（1名）	10番 中村 弘明 委員			
出席推進委員（8名）	13番 赤井 保 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 松本 勝男 推進委員	16番 山本 正義 推進委員
	17番 伊藤 文夫 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 音田 孝好 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員（0名）				
職務のため出席した職員	副町長 吉川 寿明 事務局長 吉野 和男 副主幹 中村 武史 事務職員 岡本 祐一			
提案議案	第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第38号議案 非農地の現況証明について 第39号議案 農用地利用集積等促進計画の策定について 第40号議案 非農地の決定について			
報告事項	なし			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局	それでは定刻となりましたので、ただ今から令和7年度第10回、令和8年最初の農業委員会定例総会を開会します。 はじめに、農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。 本日の先導役は、議席番号12番の山上真治委員です。よろしくお願ひします。
農業委員会憲章 唱和	山上委員	(農業委員会憲章の唱和) ありがとうございます。ご着席ください。
	事務局	それでは開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつをいただきます。 (長谷川会長あいさつ 中略)
	長谷川会長	ありがとうございました。次に、来賓のごあいさつをいただきます。本日は、お忙しい中、湯梨浜町副町長 吉川寿明様にお越しいただいています。ごあいさつをいただきます。
	事務局	(吉川副町長あいさつ 中略)
	吉川副町長	ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告をします。
	事務局	農業委員の現員数12人に対し、ただ今の出席委員は10人であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。 ここで、吉川副町長はご退席されます。お忙しい中、ありがとうございました。拍手をもってお見送りください。 (吉川副町長 退席) (同時に、岡本事務職員 退席)
		次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願いします。 (この時点で、議席番号7番 渡邊由佳委員の出席を確認⇒出席委員11人) (進行の前に、農業委員会手帳の記載内容について、抜粋して紹介)
2 議事録署名委員の指名	長谷川会長 (議長)	本日の会議の日程は、お手元に配布のとおりでございます。ご確認願います。それでは進行させていただきます。 日程2、「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、議長

<p>3 議事 議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>において指名することにご異議はございませんか。 (「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には、議席番号 7 番の渡邊由佳委員、議席番号 8 番の清水武敏委員、両名を指名させていただきますのでよろしくお願ひ致します。なお、会議書記におきましては、事務局にお願いを致します。</p> <p>本日は、報告事項はございません。日程 3.議事に移ります。議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より説明してください。</p> <p>会議書 2 頁です。議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があつたので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 2-1 頁)</p> <p>番号 1 謙渡人は、奈良県の●●。謙受人は、倉吉市の●●。土地の所在は、大字長江——。地目は、台帳、現況、利用状況いずれも田、面積は 1,586 m<sup>2</sup>。権利取得後の経営面積は、1,705 アールで、贈与による所有権移転です。この度、謙渡人がこの農地を手放したいという意向から、現在、利用権設定により耕作中の●●に無償贈与することになったものです。</p> <p>頁をめくっていただき、2-1 頁が航空写真的位置図です。右下付近に赤色で囲っている箇所です。番号 1 の案件は以上です。</p> <p>再度、2 頁をお願いします。</p> <p>(資料は 2-2 頁)</p> <p>番号 2 謙渡人は、大阪府豊中市の●●。謙受人は、田畠●●。土地の所在は、大字久見——。地目は、台帳、現況、利用状況いずれも田、面積は 1,321 m<sup>2</sup>。権利取得後の経営面積は、27 アールで、親戚間の贈与による所有権移転です。</p> <p>頁をめくっていただき、2-2 頁が航空写真的位置図です。左側付近に赤色で囲っている箇所です。番号 2 の案件は以上です。</p> <p>再度、2 頁をお願いします。</p> <p>(資料は 2-3 頁、2-4 頁)</p> <p>番号 3 謙渡人は、方地●●。謙受人は、方地●●。土地の所在は、大字方地——。地目は、台帳 田、現況、利用状況は畑、面積は 15 m<sup>2</sup>。権利取得後の経営面積は、335 アールで、贈与に</p>
---	---------------------	---

<p>議案 38 号 非農地の現況証明について</p>	<p>(議長)</p>	<p>よる所有権移転です。</p> <p>頁をめくっていただき、2-3 頁が航空写真の位置図です。中央やや右側に赤色で小さく、細長く示しており、矢印を付けています。拡大した位置図を次の 2-4 頁に載せています。中央に赤色で示している細長い三角形の農地です。参考までに、申請地の隣接西側の——番は、譲受人の農地です。申請地の隣接東側の——番は、水路です。この隣接東側の水路付替え時に譲渡人から譲り受け、今日まで——番と併せ、畑として利用されていますが、所有権移転登記がなされていないことにこの度気付かれ、この申請を出されたものです。番号 3 の案件は以上です。</p> <p>再度、2 頁をお願いします。</p> <p>(資料は 2-5 頁)</p> <p>番号 4 謙渡人は、兵庫県加古川市の●●。譲受人は、久見●●。土地の所在は、大字久見一一。地目は、台帳、現況、利用状況 いずれも 畑、面積は 1,072 m<sup>2</sup>。権利取得後の経営面積は、10 アールで、親戚間の贈与による所有権移転です。</p> <p>なお、譲受人は、初めての農地取得なります。譲り受けた農地は自家用野菜を栽培、農機具有です。具体的には、くわ、かま、草刈機です。</p> <p>頁をめくっていただき、2-5 頁が航空写真の位置図です。中央やや右側に赤色で示している箇所です。番号 4 の案件は以上です。</p> <p>以上、4 件の申請につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのはうから質疑はございますか。</p> <p>質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおりに議決致します。</p> <p>次に、議案第 38 号「非農地の現況証明について」を議題とします。事務局より説明してください。</p> <p>会議書 3 頁です。議案第 38 号「非農地の現況証明について」を説明します。</p>
---------------------------------	-------------	---

		<p>次のとおり、農地法第2条第1項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は3-1頁～3-3頁)</p> <p>番号1 申請人は、兵庫県加古川市の●●。土地の所在は、大字中興寺——。地目は、台帳 畑、現況 原野。面積は2,071m<sup>2</sup>です。約30年前から耕作や管理ができなくなり、原野化したものです。</p> <p>頁をめくっていただき、3-1頁が航空写真的位置図です。中央上側に赤色で囲っている箇所です。</p> <p>次の3-2頁が、現地の写真です。上の写真は、申請地を北側から撮影、下の写真は、南東側から撮影しています。次の3-3頁が、公図です。縦に見ていただきます。周辺の台帳地目も記載しています。ご確認ください。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。続いて、現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号9番の横川 力委員より報告をしてください。</p> <p>申請地は、30年前から耕作、管理ができなく、荒廃、原野化した状態であります。容易には農地に復元することは困難な状況であります。よって、非農地として認めることについて問題はないことを委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>以上で、事務局の説明及び現地調査委員の報告を終わります。これより質疑を行います。皆さんのはうから質疑はございますか。</p> <p>先ほどの第3条の番号4の案件の同一の人ですが、この土地も今後、親戚に贈与されるという話しさは出ていますか。</p> <p>そこまでのことはわかりません。この案件については、現状が農地の状態でないことから非農地の現況証明の申請を出されたものです。非農地にした後の対応は、必要に応じて親戚間で協議されるものと思われます。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>質疑がないようですので、質疑は終結し、採決を行います。議案第38号「非農地の現況証明について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
(議長)		
横川委員		
(議長)		
山田委員		
事務局		
山田委員 (議長)		

<p>議案第 39 号 農用地利用集積等促進計画の 策定について</p>	<p>(議長)</p>	<p>《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 38 号「非農地の現況証明について」は、原案のとおりに議決致します。</p> <p>次に、議案第 39 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題とします。</p> <p>なお、本議案については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございます。皆さんにお諮りをします。議席番号 12 番の山上真治委員、19 番の音田孝好推進委員、計 2 名からの申請、農地番号 11 から 13、41 から 43、計 6 案件を先に分割審議することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、農地番号 11 から 13、41 から 43、計 6 案件を先に分割審議することとします。それでは、12 番の山上真治委員、19 番の音田孝好推進委員は退席してください。</p> <p>(12 番 山上真治委員、19 番 音田孝好推進委員 退席)</p> <p>2 名の委員の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 39 号「農農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議の案件について、事務局より説明してください。</p> <p>会議書 4 頁です。議案第 39 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は 4-1 頁、4-2 頁)</p> <p>4-1 頁と 4-2 頁、すべて利用権設定関係です。</p> <p>まず、案件の説明の前に、これまでも説明していますが、この表の右側のほうに、契約の状況欄があります。実質は更新であっても、この度初めて、機構を経由した三者契約をするものは、新規に丸印が付きます。実質が新規契約のものは、契約の状況欄の新規に丸印が付き、かつ備考欄に米印を付けています。実質が更新のものは、備考欄は空欄としておりますのでご理解をお願いします。</p> <p>(分割審議案件)</p> <p>それでは分割審議案件です。議席番号 12 番の山上真治委員関連です。4-1 頁の農地番号 11 から 13 までの 3 筆です。はわい長瀬及び長江地内の記載の 3 筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利は、いずれも 4 年 11 か月で、無償</p>
	<p>事務局</p>	

	<p>です。耕作者は、田後の株式会社●●で、農地番号 11 が実質更新の契約、農地番号 12 と 13 が新規契約です。</p> <p>次に、議席番号 19 番の音田孝好推進委員関連です。4-2 頁の農地番号 41 から 43 までの 3 筆です。大字長江地内の記載の 3 筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利は、いずれも 4 年 11 か月で、無償です。耕作者は、長江の音田孝好で、新規契約です。</p> <p>なお、地域計画の地区は、表の右側に記載のとおりです。分割審議案件の説明は以上です。説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのはうから質疑はございますか。</p> <p>質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 39 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議案件、農地番号 11 から 13、41 から 43、計 6 案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 39 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議案件、農地番号 11 から 13、41 から 43、計 6 案件については、原案のとおりに意見決定致します。</p> <p>それでは、退席している 2 名の委員に復席していただきます。</p> <p>(12 番 山上真治委員、19 番 音田孝好推進委員 着席)</p> <p>それでは、2 名の委員の復席を確認しましたので審議を続けます。議案第 39 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議以外の案件について、事務局より説明してください。</p> <p>退席者がありましたので、再度説明します。これまでも説明していますが、この表の右側のほうに、契約の状況欄があります。実質は更新であっても、この度初めて、機構を経由した三者契約をするものは、新規に丸印が付くことになります。実質が新規契約のものは、契約の状況欄の新規に丸印が付き、かつ備考欄に米印を付けています。実質が更新のものは、備考欄は空欄としておりますのでご理解をお願いします。</p> <p>分割審議以外の案件の説明については、実質が新規のもの、備考欄に米印が付いているもののみとさせていただきます。</p> <p>(分割審議以外の案件)</p>
事務局	

議案第 40 号	(議長)	<p>4-1 頁です。農地番号 1 と 2、大字漆原地内の記載の 2 筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利は、ともに 9 年 11 か月で、無償です。耕作者は、漆原の●●で、新規契約です。</p> <p>農地番号 5 と 6、大字国信地内の記載の 2 筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利は、ともに 4 年 11 か月で、無償です。耕作者は、国信の●●で、新規契約です。</p> <p>農地番号 8、大字門田地内の記載の 1 筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利は、5 年 11 か月で、無償です。耕作者は、門田の●●で、新規契約です。</p> <p>農地番号 14 から 18、大字下浅津及び光吉地内の記載の 5 筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利は、4 年 11 か月で、無償です。耕作者は、宮内の●●で、新規契約です。</p> <p>4-2 頁です。農地番号 40、大字橋津地内の記載の 1 筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利は、4 年 11 か月で、無償です。耕作者は、橋津の●●で、新規契約です。</p> <p>これら以外は、実質は更新の契約ですので説明は省略します。なお、地域計画の地区は、表の右側に記載のとおりです。地域計画は、町内で 6 地区が設定されていますが、目標地図に示している農地は、農振農用地区域内の農地としています。よって、該当地が農振農用地区域外の農地の場合は、地域計画の地区欄は「外」と記載しています。説明は以上です。</p> <p>以上で、説明が終わりました。これより、質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 39 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議以外の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 39 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」は、47 件、すべて原案のとおりに意見決定致します。</p> <p>次に、議案第 40 号「非農地の決定について」を議題とします。事務局より説明してください。</p>
----------	------	--



		<p>畠よりも原野や山林のほうが、若干安いと言われています。なお、税金については、台帳地目でなく、現況地目で課税されています。すでに現況地目が原野になっているものについては、この度、台帳地目を原野に変更しても税金は変わらないということになります。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。</p> <p>議案第40号「非農地の決定について」、原案のとおり、これを可と認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第40号「非農地の決定について」は、32件、すべてを原案のとおり可とすることに議決致します。以上で議事を終わります。</p>
4 その他	(議長)	<p>それでは、日程4.その他に移ります。</p> <p>(1) 1月農家相談会の日程について、説明してください。</p> <p>○ 1月農家相談会の日程について</p> <p>1月 15日 (木) 午前 9時～正午</p> <p>担当：⑪ 蔵本孝広 委員、⑫ 山上真治 委員、⑯ 岡本 章 推進委員</p>
	事務局	<p>(2) 湯梨浜町農業委員会人権研修の日程について、説明してください。</p> <p>○ 湯梨浜町農業委員会人権研修の日程について</p> <p>2月 10日 (火) 午後 2時 20分～午後 3時</p> <p>開始時間は予定です。後日発送の通知により確認してください。</p> <p>会場：役場別館第3会議室 ※内容は、町人権教育推進員と協議中です。</p>
	(議長)	<p>(3) 2月定例総会の日程について、説明してください。</p> <p>○ 2月定例総会の日程について</p> <p>2月 10日 (火) 午後 3時～</p> <p>現地調査委員：長谷川 会長、土海 会長職務代理</p>
	事務局	<p>⑩ 中村弘明 委員、⑫ 山上真治 委員、⑭ 河井勝重 推進委員</p> <p>(4) 2月農家相談会の日程について、説明してください。</p> <p>○ 2月農家相談会の日程について</p>

		<p>2月19日（木）午前9時～正午</p> <p>担当：① 土海政信 委員、② 下田健一 委員、⑯ 音田孝好 推進委員</p> <p>（5）その他について、説明してください。</p> <p>○農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について【資料による】</p> <p>読み上げ者：横川 力委員（農政・担い手部会 副部会長）</p> <p>全員が確認されたということでよろしくお願ひします。</p> <p>○令和8年度定例総会等の日程について【資料による】</p> <p>定例総会、初総会、農家相談会、農地パトロール一斉調査日など、12月定例総会時に案として提出しています。その時には時間がないため、今回に持ち越しとなったものです。会場及び車両の早期確保のため、現時点での日程を決定するものです。</p> <p>現時点では、記載の日程で決定しますのでご理解ください</p> <p>○全国農業新聞購読料について、毎月の報酬から天引きしていますが、現在の月額700円が令和8年4月から月額900円に改定されますのでお知らせします。本日付発行の全国農業新聞にもこのことが掲載されていますのでご確認ください。</p> <p>事務局からは、以上です。</p> <p>その他、部会長から何かお伝えされたいことはございますか。</p> <p>今年は改選の年です。若い人でいい人があれば教えていただきたいです。</p> <p>改選に関連して、新旧交代、刷新してがんばっていただきたいと思います。</p> <p>改選期に備え、新たな候補がありましたら、日頃から発掘をお願いします。</p> <p>認定農業者協議会会長から何かございますか。</p> <p>認定農業者の人数の増加に向けて、事務局とともに取り組みたいと思います。</p> <p>その他に皆さんから何かございますか。無いようですので以上で終わります。</p>
5 閉会	（議長）	<p>皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和7年度第10回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。お疲れ様でございました。</p> <p>（閉会 午後4時25分）</p>